

事 務 連 絡

平成18年9月13日

都道府県  
各 指定都市 障害福祉関係主管課 担当者 様  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

平成18年10月における事業者指定の有効期間に係る経過措置の  
取扱いについて

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事業者指定の有効期間については、6月26日の全国主管課長会議において、「6年から8年の範囲内で都道府県が指定の有効期間を事務的に割り振ることが出来る経過措置を講じる」旨をお示ししていたところです。

当該経過措置については、自立支援法施行令の改正により手当する方向で検討を行っていましたが、今般、法制上の観点から検討を重ねた結果、法令上手当てすることはせず、運用上、本年9月30日までになされた指定申請のうち、「現行居宅サービス事業者のみなし指定の更新」に係るものに関し、指定する時期を本年10月からの2年間に振り分けることにより、事務の平準化を図ることとしたので、ご了知の上、貴管内市町村及び関係機関等に周知方お願いいたします。

この場合、指定の有効期間（6年間）の起算日は、実際に指定を行った日であり、指定がなされるまでの間は、みなし指定を受けた居宅サービスについて、10月以降の新基準を満たした上で、引き続き事業を行うことができるものとします。

なお、事務の取扱いの詳細については、追ってお示しする予定であることを申し添えます。